

2018-11 中学校家庭科での連携授業

奈良県消費生活センターでは、県内の中学校技術・家庭科研究会「身近な消費生活と環境」部会と連携して消費者教育を行っています。平成29年度には「消費生活ワークブック～消費者市民社会をめざして～」を作成し、その後、県内4つの中学校の家庭科の時間に、相談員が16回の授業を行い計489名が受講しました。平成30年度もこのワークブックを使い、次の2つの中学校で1クラス1回ずつ50分授業を行い、計12回の授業で373名が受講しました。ワークブックは、消費者教育支援センターの「消費者教育教材資料表彰2018」で「優秀賞」を受賞しました。

生駒郡三郷町立三郷中学校 2018年10月26日、31日 中学2年生 6クラス 190名
大和郡山市立郡山南中学校 2018年12月17日、2019年1月15日 中学2年生 6クラス 183名
テーマ：「消費者トラブルの実態」
内 容： 消費生活センターとは？ 消費生活相談の内容と相談件数、被害額 悪質商法・消費者トラブルの事例紹介 インターネットの不当請求、架空請求はがき キャッチセールスのロールプレイ 様々な悪質商法 トラブル解決の方法（未成年者取消、クーリングオフ制度）
消費生活センターの授業は、ワークブックの「消費者トラブルの実態」のページに沿って行いました。相談員から、実際にあった相談事例を紹介することで、消費者トラブルを実感し、トラブルの防止方法・解決方法知ることを目的としています。 他にも、パワーポイントを使ってインターネットの不当請求画面や、架空請求はがきの実物を見てもらうなどしています。また、キャッチセールスの事例を生徒がロールプレイで演じ、手口やセールストークを実感するようにしています。 生徒は、講師からの問いかけに発言したり、ロールプレイを演じる仲間に声援をおくるなど、関心をもって、積極的に授業を受けていました。 「本当にトラブルがあることを実感した」「消費者ホットライン188に相談できることがわかった」などの感想がありました。先生からは、「相談現場の人の話を聞くことで、生徒は“気をつけよう”という意識が高まる」とのことで、連携の効果を感じることができています。

